

総合企画課

TEL.03-3581-2216

総合企画課は、弁護士会館で働く職員のほかに、多摩支部職員、法テラス出向者で構成されており、「総合」という課名にあった多様なメンバーで構成されています。

弁護士会館内の職員が担当している業務は、個人情報保護、会員サポート、OA刷新という会員にかかわるもののほかに、事務局内のOA機器の管理、委員会資料等の印刷業務、相談カード等のデータ入力業務、東弁職員採用事務など多岐にわたります。

なお、多摩支部については3月号でご紹介いたします。

▼ 個人情報保護

2005年4月に「個人情報保護法」が全面施行され、当会では個人情報保護方針の策定をはじめ、東京弁護士会個人情報保護規則、個人情報保護管理細則が制定されました。また、これらの方針、規定に基づいた実務上の個人情報保護体制も整えています。総合企画課は、個人情報取扱窓口及び個人情報苦情処理窓口であり、開示等の請求の受け付け、苦情や外部からの問い合わせの対応をしています。

会員の皆様におかれましても、当会における委員会活動や法律相談等で個人情報を取り扱う際には、当会の個人情報保護方針、関連規定が適用されますので、ご留意ください。また、ご自身の個人情報の開示等をご希望される場合は、前述のとおり、総合企画課が窓口となります。

ご不明な点がございましたら、当会HP (<http://www.toben.or.jp/privacy.html>) 等をご参照いただくか、総合企画課までお問い合わせください。

▼ 会員サポート窓口

「会員サポート窓口」は、2004年4月に会員サービスの一環として設置されました。現在は、弁護士経験が豊富な会員15名が相談員となって対応しています。当窓口については、何度かLIBRAでもご紹介しています（2004年7月号、2005年6月号、2006年6月号、同年8月号）。総合企画課は、会員サポート窓口連絡協議会の担当をしています。当協議会の委員は、前述の相談員で構成されていて、主に相談事案の報告、検討を行なっています。

2006年6月号「会員サポート窓口の現状＜前編＞」では、当窓口でお受けできるケース、2006年8月号「会員サポート窓口の現状＜後編＞」では、お受けできないケースをご紹介していますが、実際は、どちらに該当するのかすぐに判断できないものも多々あり、その場合は、個々の事案ごとに判断して対応しています。

▼ OA 刷新

OA刷新は、OA刷新プロジェクトチームと当会CIOの藤谷護人会員を中心に、2004年度のOA刷新宣言（総会決議）、2005年度の業務基本計画策定（受託者：社団法人日本経営協会）、2006年度のシステム化基本計画策定（受託者：日本電気株式会社）という長期間の検討・準備を経て、2007年8月より日本電気株式会社を受託者として開発期間3年の新システム開発作業が始まりました。新システムの一部は、2008年10月から稼働を予定しています。

OAシステムは、事務局内で職員が業務の効率化のために使用するものですので、会員の皆様には直

接関係ないようではありますが、ホームページの会員専用ページを利用したサービス（研修の申し込み、マイページでの自身の会務履歴・会務予定の確認等）の提供や、OA刷新により事務の改善が達成されれば、委員会業務等の会務活動の支援や、研修申し込み・受講管理の改善などの点で、多くの会員へのサービス向上につながると考えております。

▼OAセンター

事務局内のOA機器の保守・調達等を行なっています。2007年度はOA刷新及び会員サービス向上の一環として、弁護士会館内当会専有スペースへの無線LAN導入（日弁連無線LANシステムの共用）を行ないました。9月から導入し、12月までに60名程度の新規申し込みを受け付けています。新規申し込みされる方は、ホームページの会員専用ページに掲載されている申込書に記入いただき、総合企画課にご提出ください。

▼印刷センター・データセンター

印刷センターは、LIBRAに同封される会員へのイベントのご案内や、委員会で配布される資料の印刷を行なっています。

データセンターは、法律相談カード等の入力を行なっています。相談カードは相談者のセンシティブな情報を扱うため、高い倫理観が必要とされるだけでなく、相談を担当いただいた会員の記述をデータ入力するため、高い読解力が必要とされます。相談カードを作成される際にはデータセンターがデータ入力していることを思い出していただければ幸いです。

日本司法支援センター 東京地方事務所（法テラス東京）

日本司法支援センター（法テラス）は、「総合法律支援法」に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人です。「総合法律支援法」は民事・刑事を問わず、全国どこでも法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念としています。

この基本理念に基づいて、法テラスの各地方事務所は2006年10月2日に業務を開始しました。主な業務は、①情報提供、②民事法律扶助、③司法過疎対策、④犯罪被害者支援、⑤国選弁護関連となっています。

昨年の11月に日弁連からの委託援助業務として、「少年保護事件付添援助」等の業務が開始され、今年の秋には犯罪被害者の方々が刑事裁判に同席するための弁護士を紹介する業務が開始される予定です。

法テラス東京は、四谷に本所が、八王子に多摩支部があります。出張所として上野、池袋、新宿、渋谷、立川がありますが、全国で出張所を持つのは東京と大阪の二箇所のみとなっています。また、霞が関の弁護士会館には刑事国選業務の分室が設置されています。職員として、弁護士事務局長（東弁会員）、弁護士会、官庁等からの出向職員、法テラスの職員が「協働」しながら業務を進め、互いの知恵や経験を活かして、身近な司法の場として「法テラス」が定着するための努力を行なっています。なお、現在東弁からは4名の職員が法テラス東京に出向しています。今年度内には各地方事務所の情報や利用者の方々へのご案内等が掲載されるホームページが新たにリニューアルされる予定です。